

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表六(九) 平二十一年・四・一以後終了事業年度分

I 平均売上金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		売上金額	$\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{(1)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数}}$	改定売上金額 (2) × (3)
1		2	3	4
売上調整年度	平	円	_____	円
	平		_____	
	平		_____	
	平		_____	
	平		_____	
	平		_____	
	平		_____	
	平		_____	
当期	計			
平均売上金額 ( (4) の計 ) ÷ ( 1 + 売上調整年度数 )		5	円	

II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		試験研究費の額	$\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{(6)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数}}$	改定試験研究費の額 (7) × (8)
6		7	8	9
調整対象年度	平	円	_____	円
	平		_____	
	平		_____	
	平		_____	
	平		_____	
	平		_____	
	平		_____	
	平		_____	
比較試験研究費の額 ( (9) の計 ) ÷ ( 調整対象年度数 )		10	円	
基準試験研究費の額 ( 前2年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の(9)の金額のうち最も多い金額 )		11		

## 別表六（九）の記載の仕方

### 1 平均売上金額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項又は第9項第2号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「売上調整年度」には、適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度を記載します。
- (3) 「売上金額2」の各欄及び「改定売上金額4」の「当期」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額（営業外の収益の額とされるべきものを除きます。）を記載します。
- (4) 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{(1)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数}}$ 」の分子には、当期の月数を、分母には「1」の事業年度又は連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。
- なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

- (5) 「平均売上金（(4)の計） $\div$ （1+売上調整年度数）5」の算式中の「売上調整年度数」には「1」に記載した事業年度又は連結事業年度の数を当てはめて計算します。

### 2 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第9項第1号の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「調整対象年度」には、適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度を記載します。
- (3) 「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{(6)の事業年度の月数又は連結事業年度の月数}}$ 」の分子には、当期の月数を、分母には「6」の事業年度又は連結事業年度の月数をそれぞれ記載します。
- なお、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。